

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月3日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

GHP-18系統空調室外機修繕

2 履行(納品)場所

横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目37番12号
横浜市立本郷特別支援学校

3 契約日

令和7年1月23日

4 履行日又は履行期間

令和7年1月31日

5 契約金額

30,310円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京ガス株式会社
東京都港区海岸1-5-20

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

エアコンがエラーメッセージ発報とともに運転停止・再起動後に再停止しました。著しい低温でも体調不良の訴えが困難である本校児童生徒の特性を鑑み、『即時的に対応を行わないと学校運営・児童生徒の安全確保に重大な支障を生じる場合』に該当すると判断し、主管課である教育施設課に相談し、承諾を得ることができたため。

8 契約の相手方の選定理由

事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立本郷特別支援学校